

(国公立)家計急変世帯向け奨学のための給付金 対象者確認シート

1. 令和2年7月1日時点で、学校に在籍しており、“高等学校等就学支援金”，“学び直し支援金”，又は“専攻科修学支援金”の支給対象である生徒ですか。

はい

いいえ

2. 家計急変により、収入見込額が非課税相当となった世帯ですか。
(家計急変…保護者の失職等により収入が激減し、生徒の就学に要する経費を支出することが困難になった状態)

はい

いいえ

3. 令和2年7月2日以降に、生活保護(生業扶助)の受給を開始した世帯ですか。

はい

いいえ

ケース①
へ

ケース②
へ

ケース①
へ

ケース①…奨学のための給付金及び家計急変世帯向け給付金の支給対象ではありません。

ケース②…「家計急変世帯」です。家計急変の状況が確認できる書類を提出いただき、非課税相当と認められれば給付金の支給対象となります。支給額は、家計急変の時期や生徒の兄弟姉妹の有無などによって異なります。

○提出書類について

上記のケース②に該当される方は必要書類を提出してください。

また、奨学のための給付金の支給対象でない場合は、提出する書類はありません。

なお、「令和2年度課税証明書」または「保護者等の個人番号が確認できる書類の写し」については、就学支援金等で既に学校に提出済のときは、省略できます。ただし、控除対象配偶者は就学支援金等で「令和2年度課税証明書」等を提出していない場合は、省略できません。

ケース①で必要な書類

・提出する書類はありません。

ケース②で必要な書類

- ・茨城県国公立高等学校等奨学給付金受給申請書
- ・口座振替依頼書
- ・家計急変の発生事由を証明する書類
例…離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通告書 など
- ・家計急変前及び家計急変後の収入が確認できる書類
例…市町村の課税証明書、会社の給与支払見込証明書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 など
- ・保護者等の扶養親族の人数、年齢を確認するための書類
例…扶養親族分の健康保険証の写し など

※このほか、状況確認のため必要な書類を追加で提出いただく場合があります。

○注意事項

奨学のための給付金は、高校生等1人につき、各年度1回（全日制は通算3回、定時制・通信制は通算4回）が支給回数上限となります。ただし、学び直し支援金の受給資格者の場合、全日制は追加で1回、定時制・通信制は追加で最大2回支給できます。また、専攻科の生徒の場合、支給回数上限は通算2回となります。